

介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が 令和8年8月1日から変わります

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助(補足給付)を行っています。

令和8年8月から、第3段階①・②に該当する方について、食費が30円～60円(日額)、一部の方を除き居住費については100円(日額)引き上がります。

*食費の基準費用額についても100円(日額)引き上がります。

			基準 費用額	負担限度額（負担いただく日額）					
				第1段階	第2段階	第3段階①		第3段階②	
						令和8年 7月まで	令和8年 8月から	令和8年 7月まで	令和8年 8月から
食 費 【ショートステイの場合】			1,545円	300円 【300円】	390円 【600円】	650円 【1,000円】	680円 【1,030円】	1,360円 【1,300円】	1,420円 【1,360円】
居 住 費	多 床 室	特養等	915円	0円	430円	430円	430円	430円	530円
		老健・医療院（注）	697円	0円	430円	430円	430円	430円	530円
		老健・医療院等	437円	0円	430円	430円	430円	430円	430円
	従 来 型 個 室	特養等	1,231円	380円	480円	880円	880円	880円	980円
		老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円
	ユニット型個室の多床室		1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円
	ユニット型個室		2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円

(注)「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者(療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。)が対象。



補足給付の対象となる方

(令和7年度の年金額改定を踏まえ、令和8年8月から、利用者負担段階の基準を見直します。)

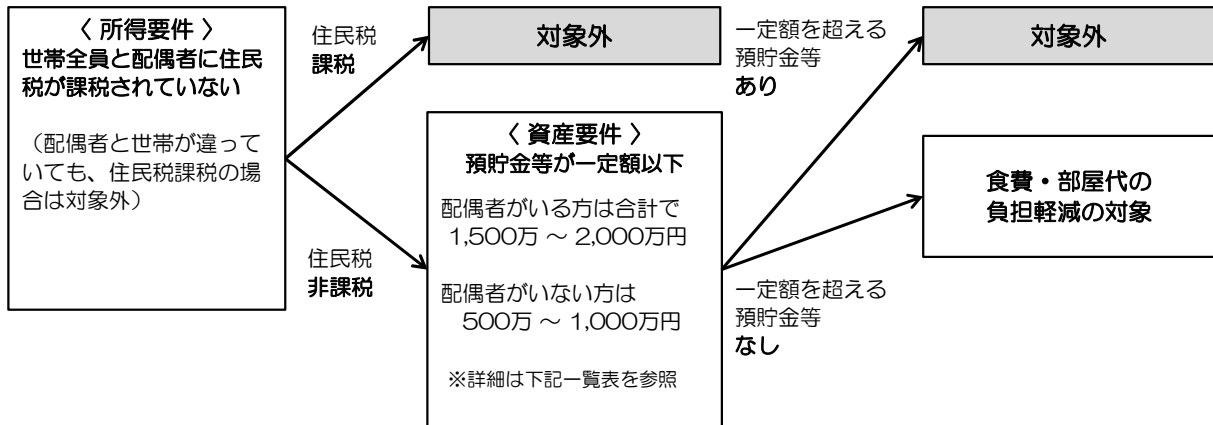
利用者負担段階	補足給付の主な対象者(令和8年8月～)		※非課税年金も含む	預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者			要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者			1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額が82.65万円以下		650万円(1,650万円)以下
第3段階①		年金収入金額(※)+合計所得金額が82.65万円超～120万円以下		550万円(1,550万円)以下
第3段階②		年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超		500万円(1,500万円)以下

※ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。(事業を実施していない社会福祉法人等もあります。)

補足給付の対象ではない方

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。ご自身が居住費の引上げの対象になるかは施設にご確認ください。

〈 食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ 〉



【R8.8月からの改正事項】

介護保険法施行令が改正され、高額介護（予防）サービス費、介護保険負担限度額認定における年金収入等の基準所得金額が、従来の80万9千円から82万6,500円へと変更されました。また、利用者負担第3段階の食費が引き上げられました。利用者負担第3段階②については居住費の引き上げも行われます。

〈 利用者負担段階と負担限度額 〉

R8.8.1 ~

利用者 負担段階	対 象 者	負担限度額（日額）	
		部屋代	食 費
第1段階	< 所得要件 > ・世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方 < 資産要件 > ・配偶者がいる方 2,000万円以下 ・配偶者がいない方 1,000万円以下	多床室	0円
		従来型個室	（特養等） 380円
			（老健・医療院等） 550円
		ユニット型準個室	550円
		ユニット型個室	880円
第2段階	< 所得要件 > 世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税を課税されていない方で、課税年金収入額と非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が年間 82万6,500円以下の方 < 資産要件 > ・配偶者がいる方 1,650万円以下 ・配偶者がいない方 650万円以下	多床室	430円
		従来型個室	（特養等） 480円
			（老健・医療院等） 550円
		ユニット型準個室	550円
		ユニット型個室	880円
第3段階①	< 所得要件 > 世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税を課税されていない方で、課税年金収入額と非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が年間 82万6,500円を超え120万円以下の方 < 資産要件 > ・配偶者がいる方 1,550万円以下 ・配偶者がいない方 550万円以下	多床室	430円
		従来型個室	（特養等） 880円
			（老健・医療院等） 1,370円
		ユニット型準個室	1,370円
		ユニット型個室	1,370円
第3段階②	< 所得要件 > 世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税を課税されていない方で、課税年金収入額と非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が年間120万円超えの方 < 資産要件 > ・配偶者がいる方 1,500万円以下 ・配偶者がいない方 500万円以下	多床室	（特養等） 530円
			（老健・医療院） ※室料を徴収する場合 530円
			（老健・医療院等） ※室料を徴収しない場合 430円
		従来型個室	（特養等） 980円
			（老健・医療院等） 1,470円
		ユニット型準個室	1,470円
		ユニット型個室	1,470円
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし	